

予防接種

子宮頸がん予防ワクチンの費用助成

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

町では、「子宮頸がん予防ワクチンの助成事業」を平成24年度も継続することになりました。

現在(平成23年度)高校1年生相当の年齢で、平成23年度中(平成24年3月31日まで)に1回以上接種した人に限り、平成24年度も接種費用を助成します。

なお、この対象年齢のうち一度も受けたことのない人で接種を希望する場合は、平成24年3月31日までに接種してください。

■接種回数 3回(初回接種から6カ月後に完了となります)

※詳細は、医療機関にお尋ねください。

■接種場所

予防接種日より、町ホームページに掲載している医療機関

■注意

この予防接種は予防接種法に基づかない「任意接種」です。接種するときは、ワクチンの効果と副反応について十分に理解し、接種するかどうか判断してください。

※平成24年4月以降の対象者や助成費用などについては「広報きくよう」4月号でご案内します。

健診

総合健康診査と特定健康診査を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

大切な体の健康を守るため

ください。

■対象者

40歳以上の国民健康保険加入者と後期高齢者医療加入者

■申込期限 3月30日(金)

その他、町が実施する各種健康診査については、あらかじめご案内します。また、今月全世帯に配布する「健康カレンダー」もご覧ください。

募集

役場・町立保育所で勤務する臨時職員を募集します

福祉課 保育所係 ☎(232)4913

職種	勤務日	勤務時間	募集人数	賃金日額	雇用保険	社会保険	通勤手当	
保育士	一般保育勤務	月～金	8:30～17:15	6人程度	7,200円	有	有	無
	延長保育勤務	月～金	15:00～19:00	1人程度	3,600円	有	無	無
	土曜保育勤務	土のみ	8:30～17:15	2人程度	7,200円	無	無	無

- 応募方法 履歴書(写真付き)、保育士証(写し)を午前9時から午後5時までの間に福祉課保育所係へ提出してください。なお、提出時に面接も行いますので、事前にご連絡の上お越しください。
- 4月以前の勤務を希望する人も募集しています。詳しくはお問い合わせください。

福祉課 福祉係 ☎(232)4913

職種	勤務時間	賃金日額	応募条件	勤務内容
保健師(看護師可)	8:30～17:15(週5日) ※土日祝日は除く	7,360円(看護師7,200円)	○普通自動車免許を有すること(A T限定可) ○パソコンが使えること	障がい者相談業務 障害程度区分認定調査

- 採用者数 1人
- 勤務地 福祉課
- 受付期限 3月15日(木)
- 任用期間 4月1日～平成25年3月31日
- 備考 雇用保険あり、社会保険あり、通勤手当なし
- 応募方法 履歴書と保健師または看護師免許(写し)を福祉課に持参または郵送してください。
- 面接日 3月26日(月)
場所および時間は直接連絡します。
- 応募書類送付先 〒869-1192 菊陽町役場 福祉課 福祉係

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

職種	勤務時間	賃金・勤務日数	応募条件	勤務内容
看護師	8:30～17:15	日給:7,200円 ※月16日以内	○資格免許証を有すること ○普通自動車免許を有すること(A T限定可) ○パソコンで Word、Excel が使えること	①健康診査業務 ②健康相談業務 ③母子保健業務 ④データ入力業務など
	1回3～4時間程度	時給:900円 ※月10日程度	○資格免許証を有すること ○普通自動車免許を有すること(A T限定可)	①健康診査業務 ②健康相談業務 ③母子保健業務
保健師	8:30～17:15	日給:7,360円 ※月16日以内	○資格免許証を有すること ○普通自動車免許を有すること(A T限定可) ○パソコンで Word、Excel が使えること	①健康診査業務 ②健康相談業務 ③母子保健業務 ④データ入力業務など
事務補助	8:30～17:15	日給:5,520円 ※月16日以内	○普通自動車免許を有すること(A T限定可) ○パソコンで文章作成や簡単な表計算ができ Word、Excel が使えること	①母子保健事務補助 ②健康診査事務補助など

- 採用者数 各1人
- 勤務地 健康・保険課
- 受付期限 3月15日(木)
- 任用期間 4月2日～9月29日(再任用の可能性あり)
- 備考 雇用保険あり、社会保険なし、通勤手当なし
- 応募方法 履歴書を健康・保険課に持参または郵送してください。
- ※いずれも最終日は午後5時15分まで必着。
- 面接日 3月26日(月)
場所および時間は直接連絡します。
- 応募書類送付先 〒869-1192 菊陽町役場 健康・保険課 保健予防係

届出

森林の所有者届出制度が4月から始まります

農政課 農政係 ☎(232)4916

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった人は市町村長への事後届出が義務付けられました。

■対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している人は対象外です。

■届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村

長に届け出をしてください。

■届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所、氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書(写しも可)または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳細は所有者となった土地がある市町村の林務担当までお問い合わせください。

多重債務

借金問題は必ず解決できます

グリーンコープ生活再生相談室 ☎(243)2100

生活再生相談

相談者ごとに、家計の現状を確認した上で家計簿を作成し、具体的な解決方法に向けた助言と生活再生に向けたフォローアップを行います。また、債務整理の説明と提案を行い、法律専門家による相談などが必要な場合、相談員も同行・支援を行います。

生活再生貸付

内容 債務整理後または債務整理中の一時的に発生した生活資金の

不足に対する貸付け

■対象者 生活再生に意欲があり、返済能力がある人(事業用資金は対象外)

■貸付条件

・貸付限度額 150万円以下

・貸付利率 年9・5%

・償還期間 5年以内

■生活サポート 生活再生貸付の利用者に、償還までの期間、家計簿チェックや家計相談などの生活サポートを行います。